

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
袖ヶ浦市	三ツ作地区	令和5年2月8日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	60.97ha
②地区内の農地の所有者にアンケート調査を実施し、回答のあった方の農地面積	60.97ha
③地区内の耕作者で後継者なしで、10年以内に農業をリタイアすると回答のあった方の農地面積	14.59ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積	14.59ha
(備考) ※上記④の農地面積は、地区外耕作者の耕作面積及び果樹園等の農地面積を除く、10年以内に農業をリタイアすると回答のあった方の農地面積とした。	

2 対象地区の課題

当地区においては、耕作者の平均年齢は68.7歳で担い手の高齢化が顕著となっており、農業を途中でリタイアすることも考えられ、結果として中心経営体だけでは耕作ができなくなってしまう可能性があるため担い手の育成が課題である。
各個人の責任で行われるはずの水田の維持管理作業、用水路、農道の維持管理作業、除草作業、病害虫防除作業などの管理ができなくなりつつある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

10年以上経営が継続可能な耕作者を中核的な担い手として位置付ける。
令和8年度に担い手を中心に(法)営農組合を設立し、農地中間管理事業を活用し、農地を集約していく。

(中心経営体等)

属性	農業者 氏名・名称	現状		属性	農業者 氏名・名称	今後の農地の引受動向		
		経営品目	経営面積			経営品目	経営面積	営農範囲
集	A営農組合	水稻	42.98 ha	集	A営農組合 ※R8年 認定・法人化の予定	水稻	57.57 ha	三ツ作集落
	農業者B	水稻	2.85 ha					
	農業者C	水稻	2.08 ha					
	農業者D	水稻	0.98 ha					
4経営体		48.89 ha		1経営体		57.57 ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

(農地の貸付け等の意向)
今後、耕作者から農地の貸し付け等の意向があった場合は、規模拡大を目指しているA営農組合や中心経営体に集積していく。

(農地中間管理機構の活用方針)
今後、中心経営体に農地を貸し付けることとなった場合には、農地の位置や耕作条件等を踏まえ、集積・集約していく。もし、耕作者が病気等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、当該機構を通じて貸付けを進めていく。

(基盤整備への取組方針)
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、三ツ作地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(土地利用型作物以外の導入方針)
今後も低い価格で米価が推移していくことが予想されることから、農業経営の安定を図るため、裏作としてレタス・キャベツを導入を検討する。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)
三ツ作地区の耕作地ではアライグマ等の小動物による農作物被害が発生していることから、引き続き必要に応じた対策(電気柵の設置)に取り組んでいく。

(課題への取組方針)
耕作者の高齢化・担い手不足が課題となっているが、規模拡大を目指している中心経営体に集積・集約していくとともに、営農組合による作業受委託等を通じて、農地を地域で守り、生産性の向上と経費削減による効率的な生産体制を整備することで地域の活性化に努める。
A営農組合や三ツ作環境保全会などの地元団体で連携を図り、農地環境の整備を行っていく。
農地の草刈及び水路清掃等の維持管理活動については、耕作者だけでは労力的に難しくなっているため、既存地域内の農地は耕作者だけではなく、農地の所有者を含めた地域で守っていく必要性への理解を深め、様々な活動に対する協力を求めていく。